

入間市健康福祉センター運営協議会について

設置条例	入間市健康福祉センター運営協議会条例
所掌事務	・市民の健康づくり及び地域福祉の向上に関する基本的事項について、市長の諮問に応じるとともに、市長に対して意見を述べる機関とする。
組織(委員数)	委員15名以内をもって組織
任 期	2年(令和7年7月1日から令和9年6月30日まで)
報酬及び費用弁償	報酬:会長7,500円、委員7,000円 費用弁償:1,000円
過去の審議内容	○令和5年度 ・第1回(7月12日) 議事:第4次健康いるま21計画の策定について ①健康いるま21計画策定の経緯 ②計画の機関 ③食育推進計画・歯と口腔の健康づくり基本計画・自殺対策計画 ④策定スケジュールについて ・第2回(8月30日) 議事:第4次健康いるま21計画の策定について ①目標の再設定について ②第8章ライフステージに応じた健康づくりについて ③第9章健康を支える環境づくりについて ④質問に関する回答について ⑤今後のスケジュールについて ・第3回(9月27日) 議事:第4次健康いるま21計画の策定について ①前回からの変更点について ②質問に対する回答について ③全体を通しての質問について ④今後のスケジュールについて ・第4回(1月17日) 議題:第4次健康いるま21計画の策定について ※令和6年度の運営協議会の開催はありませんでした。
その他	・会議録は事務局が作成した後、議長と議長が指名した者1名(名簿順)が、内容の確認と署名をした後、市公式ホームページに公開するとともに、各委員に配布します。 ・会議開催日程は市公式ホームページ等を通じて事前公表します。
事務局	健康推進部 健康管理課

令和7年度健康福祉センター運営協議会日程(予定)

回数	日時	審議内容
第1回	7月22日(火) 午後7時から 健康福祉センター 301・302会議室	・運営審議会について ・会議の日程について ・入間市新型インフルエンザ等対策行動計画の諮問について ・市行動計画改定手続・スケジュールについて
第2回	9月30日(火) 午後7時から 健康福祉センター 301・302会議室	・入間市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について ・埼玉県ガイドラインについて ・県行動計画との整合性確認について
第3回	11月中旬 午後7時から 健康福祉センター 301・302会議室	・入間市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
第4回	令和8年3月下旬 午後7時から 健康福祉センター 301・302会議室	・入間市新型インフルエンザ等対策行動計画の答申について

※審議会日程・内容については、必要に応じ変更される可能性がございます。
※おおよそ開催1か月前に開催通知を送付いたします。また、必要に応じて会議資料を送付します。

○入間市健康福祉センター運営協議会条例

平成15年3月31日

条例第13号

改正 平成28年9月30日条例第27号

(設置)

第1条 市民の健康づくり及び地域福祉の向上に関する事項について協議するため、入間市健康福祉センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市民の健康づくり及び地域福祉の向上に関する基本的事項について、市長の諮問に応じるとともに、市長に対して意見を述べる機関とする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、知識経験者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康推進部健康管理課において処理する。

(平28条例27・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第27号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。